

---

平成23年第4回大和町議会臨時会会議録

---

平成23年7月13日（水曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前10時00分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第4回大和町議会臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番浅野正之君及び11番鶉橋浩之君を指名します。

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

臨時議会開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年第4回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、吉岡南第二土地区画整理地内に開設を予定しております特別養護老人ホームでございますが、6月27日に設立運営団体でございます社会福祉法人医療介護施設研究所の設立が宮城県知事により認可されました。これを受けまして法人の設立登記が行われまして、平成24年4月の開設に向けまして大きく前進をいたしたところでございます。

次に、平成22年度の各種会計の決算見込みの状況でございますが、一般会計につきましては、歳入総額で90億6,359万円、歳出総額86億7,935万円となりまして、差引残高では3億8,424万円となりました。これから翌年度への繰越財源3,794万円を差し引きました3億4,630万円が実質収支額となる見込みでございます。また、その他11の特別会計におきましても、すべて黒字決算となっているところでございます。

次に、企業立地動向でございますが、第一仙台北部中核工業団地に本年4月と5月に用地を取得されましたクリーンメタルズ株式会社とレンゴー株式会社が、それぞれ新工場の建設工事を進めているところでございます。さらに、新たな企業進出といたしまして、医療用機器専門メーカーのフクダ電子株式会社が大和リサーチパーク内に約2.2ヘクタールの区画用地を取得されておりまして、大和流通・工業団地にも一般貨物自動車運送業を営む企業から進出の意向が示されているところでございますけれども、今後も優良企業の誘致に努力してまいります。

それでは、本日提出おります議案等について、概要をご説明申し上げます。

議案第43号の損害賠償の額を定め、和解することについては、今回の地震により浮上いたしましたマンホールに起因する車両火災につきまして、過失割合に応じた損害割合により損害賠償の額を定め、相手方と和解しようとするものでございます。

議案第44号の一般会計補正予算につきましては2,641万8,000円を追加し、総額を94億4,453万6,000円とするものでございます。

補正の主なものにつきましては、災害関係重点分野雇用創出事業関係で1,801万円、電算基幹システム設計監理業務委託525万円等でございます。

議案第45号の下水道事業特別会計補正予算は52万4,000円を追加し、総額を14億7,978万1,000円とするものであり、地震によりますマンホール浮上による車両火災の賠償金を過失割合に応じた損害割合で計上するものでございます。

また、大和町農業委員会委員の推薦につきましては、選任による委員として学識経験を有する方3名について、推薦をお願いするものであります。

以上が、本日提案をいたしております議案等の概要でございますが、何とぞ慎重なご審議をいただきましてご可決賜りますようお願い申し上げて、あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3「議案第43号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第43号損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の1ページでございます。

議案第43号損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成23年4月8日、大和町落合舞野字舞台1番地先で発生した交通事故

に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1の相手方ではありますが、大和町〇〇字〇〇〇〇番地の〇。〇〇〇〇様であります。

2の事故の概要でございます。

平成23年4月8日午後6時ころ、大和町落合舞野字舞台1番地先、町道舞野志戸田線路上において、東日本太平洋沖地震により隆起した、大和町が所有管理する公共下水道のマンホール上を、相手方の子女が運転する自家用自動車が通過する際に、マンホールと車両のオイルパンが衝突破損し、エンジンオイルが漏れ、約50メートル走行後引火し、車両火災が発生し、車両が全損したものでございます。

3の損害賠償額ではありますが、大和町と〇〇氏は、過失割合を大和町が60、〇〇氏が40とし、大和町が〇〇氏に対し〇〇氏の自動車の損害額45万円に過失割合の60%を乗じて得た額の27万円に、代車料21万7,500円、レッカー代3万5,625円を加算し、合計52万3,125円を支払うとするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑入ります。質疑がありませんか。15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

損害賠償のことについてではありますが、まずこの地震の中でドライバーがもっと安全走行と言いますか、そういうことするのは当然の状況の中で事故ということになりますが、6対4としたその理由について。なぜ6対4にしたのか、五分五分にはならなかったのか。逆に言えば4対6、反対にならなかったのか。その辺はどういう協議をしたのかお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

この事故が発生しました4月8日午後6時でございますが、本震が3月11日でございますが4月7日に余震の大きなものがございました。その日の翌日というような日でございます。当然相手方の方におきまして、このような道路上の状況について安易に確認ができるという状況もございましたが、3月11日の本震後、大きな余震も予想されるというふうな、大きなそういったいろいろな情報の中で、町としましての施設管理のあり方につきまして、やはり安全注意を促すような注意看板だったりとか、そういったものについて不足しておいた部分があったものですから、最終的にこういった過失割合という中での協議になったところでございます。当然相手方のそういった注意義務違反というようなことも過失の中にあるということではありましたが、そういった施設管理上の安全対策といえますか、もう少しきめ細かなものとしての措置を講じるべきというふうに、施設管理をしている立場といたしまして深く反省をいたしておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）  
15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

確かに施設を設置をしている側の責任というのは、これは当然あるわけでありまして、3月11日の地震、さらには4月7日の余震、大きい余震があったわけでありましてから、道路を走行する中で運転者としての注意義務というのを、私は相当大きいものがウエートの中にはあると思う。それはただ単に設置者が対策を講じなかったのはもちろん悪いわけですが、ドライバーとしてもそういう安全走行をしなかった責任もあるわけでありまして、この6対4というのは私は納得がいかなことでありまして、ただ町とすれば既に終わったことですが、やはりカラーコーン立てて、そしてそこで注意義務を促しているような、そういうこともあるわけですが、世の中全体がこういう道路状況になったわけですから、そういう中で町だから6割負担というのは私はちょっと納得できない

取り決めというか、和解の仕方だったと思っていますので、その辺について、しかもオイルパン、その車の状況はわかりませんが、オイルパンがぶつかってということになると、相当なことですから、ドライバーとすれば当然見えるわけです。それを注意を怠った運転したというところの責任が4割でいいのかどうか、私はその辺が理解できない状況です。

議長（大須賀 啓君）

答弁。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

こういった3月11日の本震、そしてまた4月7日の大きな余震がありまして、3月11日に施設そのものが大きなダメージを受けた中で、4月7日の余震、その際にどうしてもそのダメージを受けたところの施設がさらに被害の状況が大きくなったという中で、3月11日以降そういった車両が通行が大変な状況になったという中で、そういった地区内の生活道路でもありましたので、応急的に碎石などで路面を補修を行いながらある程度注意をしていただきながらも通行できるような状態にという状況で対応しておったところ、4月7日の大きな余震がございました。その時点で、3月11日から4月7日までの期間、それなり期間があったものですから、そういった注意看板とかそういったもの等の設置なども含めて、もう少しきめ細かな対策を講じるべきというふうにあったわけなのですが、その時点でまだそういった状況の対策を講じていたものではなかったということも踏まえまして、やはりどうしても町の施設の管理という中でのこういった割合という協議と相なった次第でございます。

確かに相手方、そういった世の中全体がそのような状況になったという中で、オイルパンが破損し、それがオイル漏れを起こし車両火災までに至ったということ自体、なかなかその割合としての何割が注意義務の中での割合の定めが具体的に示された、そういった判断基準がないものですから、最終的に過失の割合、町が60という一つの協議の中でそういうふうな状況に落ち着いたということございまして、何と言いますか、今後まだそういった状況が、路面の復旧というものについて完全にまだ復旧された

状況でないものですから、今後そのような発生しないように、さらにまたそういった対策を講じながら災害復旧が完結するまで十分な対応をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。すみません。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

今の課長の答弁ですが、大分苦しい答弁です。心情わからないわけではないのです。わかるのです。しかしながら、今、中山議員が質問したように、行政対住民という、全くこれは全然ないとは言いませんが、たまにはこういうケースもあるのだらうと思いますが。この、地方自治法第96条の第1項第12号と第13号の規定だということで、12号、今、見たのですが、12号をどの辺を採用したのか。13号については、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」と、この辺はわかるのですが、この12号のどの辺を引用したのですか。教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

地方自治法の第96条第1項第12号及び第13号の規定によりということでございます。その12号の部分でございますが、この原文ですと「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起に係る同法、この規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟・和解・斡旋・調停及び仲裁に関する事」というふうな括弧書きの部分を除くとそういうふうな文面になっております。この中の説明の中で、地方自治法第96条の第1項12号においては「普通地方公共団体がその当事者である和解について議決事項とされています。」というふうなことで、「和解とは訴訟条の和解に限らず広く民法695の和解等を含むものと解されます。今回

の事案につきましては交通事故により、市が」、今回大和町でございますが、「損害に係る1割の額について負担するもの」、これは例示でございますが、1割というのは例示でございます。「1割の額について負担するものであり、当事者との話し合いの段階で和解が成立したものと思われま  
す。そういったものについての和解については、いかなるものでも議会の議決を要するものとされておりま  
す。なお、軽微なものについては事務が煩雑にならないようにするために専決処分の規定を設けている場合もあ  
ります。」というふうな説明ですので、この中の話し合いで和解が成立した  
という中での、そういった場合でも議会の議決を要するという説明がある  
ものですから、今回この事案についての条項の定めを、96条第1項第12号  
というものを適用した内容のものとしたしてございます。以上でございま  
す。

議 長 （大須賀 啓君）  
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
もちろん、今の説明で法解釈がすぐに、とっさに判断できるものではありませんが、この損害賠償額の額を定めたということで、損害賠償額、いわゆるこの説明書の下、過失割合の60%を乗じて得た額27万ですか、何か代車料の21万7,500円、これもいわゆる60対40の割合と考えていいのですか。どうなのでしょうね、これは。

議 長 （大須賀 啓君）  
上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

3の損害賠償額の部分での説明でございますが、大和町が60の〇〇氏が40というその割合でございます。この中では、〇〇氏の自動車の損害額45万円、これに対しまして60を乗じて27万円という額にいたしてございます。

あと、代車料の21万7,500円とレッカー代3万5,625円、これについては

実費の部分で加算しているという内容になってございます。

議長（大須賀 啓君）  
10番浅野正之君。

10番（浅野正之君）

そうすると、60対40の割合でいったものを、代車料21万7,500円、レッカ一代は100%なのですよね。これどこで、60対40であれば総額、いわゆるすべてが6対4になるのではないですか、違うのですか、これは。

議長（大須賀 啓君）

これ、弁護士さん入らなかったの。入ったの、弁護士。弁護士さん言ったのなら、ちゃんとそういうようなことも説明すればいい。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

ただいまご質問いただいた内容でございますが、この件につきましては町でお願いをしております顧問弁護士に相談をいたしまして、その和解の方法、そういったものをご指導をいただいた中で協議を進めさせていただきました。おっしゃるとおり、その過失割合については判断事例がないので実際どういう形で進めればよいのかということで相談はしたわけでございますが、過失割合の状況を設定するのが非常に難しいということで、50対50で進めてそこから協議を始めたらどうだというご指導をいただいております。そういったことがございまして、当初5対5でご協議を申し上げたのですが、道路の過失割合の方が大きいのではないかとという本人の申し入れがございまして、結果6対4でどうかということでお話を申し上げて、6対4という形で協議をさせていただいた経緯でございます。

ただ、今、浅野議員がおっしゃるとおり、全体に係る割合で6対4ではないのかというお話でございますが、本人から非常に和解に至るまでの経緯が長い時間が経過したと。その間、自分の車が使えない状況にあったということがございまして、和解の決定するまでの期間、それまでの代車

料、レッカー代についてはやはり町の方で全額負担をすべきではないのか  
というようなお話で、こういった経緯で金額を定めたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

やはり、これは上下水道課長に割合云々言っても、これはなかなか答弁  
できませんよ。こっちはマンホールの担当ですから。やはりまちづくり課  
の課長が、今、率先して今の答弁すべきですよ。堀籠課長、ご苦労さんで  
した。了解しました。

議 長 （大須賀 啓君）  
ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

前者に尽きるわけなのですからけれども、この加算したそのものと明細、こ  
の代車料、結局4月8日からいつまでのやつで、一日当たり幾らだったの  
ですか。まちづくり課長、その辺と、結局日にちがたったということにな  
ると車両全損の場合、これ45万円で逆にもう110%の補償しているのですよ  
ね。やはりそういうときには早急な対応をすべきでないのかなと。逆に8  
日の事故で4月7日の余震があった次の日、そこを攻めるわけでもない  
し、やはりそういう危険ですよと、沈没ありますよと、今あちこちでつけ  
ている状況もありますけれども、結局午後6時なのですよ。やはり前の  
日にそういうことあったときは、まず役場職員、担当課ばかりでなく全職  
員がそういう道路に管理をするべきだと、私は町に対してそういう要請を  
かけます。やはり、水道課だらか都市建設課からでないですよ。私だって  
3月11日、次の朝一番であるコースを全部見てます。どういう状態であっ  
たか。ドライバーも全部招集をかけて、そういう路線の下見をして、ある  
ところから「あら」というような大したものだというお褒めの言葉だか皮  
肉の言葉だかは別としてご連絡いただいたルートもありました。ぜひ、こ

の45万円の車両、この車両軽自動車ですか、それとも警察がかかったとすると多分マンホールの段差、下桧和田であれば25センチも30センチも沈下しているようだけれども、今の車が車高ダウン、ローダウンしている車がたまたまそういうふうにつかかったのか、本当にノーマルで一切そういう足周りにカソウしていなかったか、私の言っていることわかるかな。タイヤをインチダウンさせていたり、そうすればつかからなかったとか、そういうところの調査はやったのでしょうか。まずもう1点。

あと、1点は代車料の21万7,500円の日割が一日単価でどうだったのか。逆にその車が、その使用した期間が21万円ですから、何キロ走っているのか。わかる範囲内でお願いします。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

まず、代車料の積算でございますが、一日2,500円という見積もりでございました。

日数については事故直後から先日までの協議に要した日数ということでございまして、73日間だったと思いますが、73日で積算をしております。

それから、事故直後の対応等でございますが、当日夕方に車両火災の連絡がございまして、総務まちづくり課の方で現地の方に走りまして、直ちに対応したけわけでございますが、既に車両については消火作業が終わりまして行った状況でございますが、既に当時4月の初めということで大変薄暗い状況の中でございました。そういった状況で警察といろいろお話をしまして、この内容について所有者と協議をしてくださというようなお話でございました。

震災後、町内全域で道路の陥没やマンホールの突出など、数多くそういった状況がございましたので、担当課ならず全職員を駆けまして各地区にパトロール等を実施をさせておったのですが、なかなか全力所、そういった安全措置を講じるまで至らなかったというのが現状でございました。

それから車両等でございますが、車両についてはチェイサーという車だそうでございます。ちょっと走行距離等は今手元に資料がございませんので、大変申しわけございませんが、そういった乗用車で衝突事故を起こしたという経緯でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
14番中川久男君。

14番 （中川久男君）

代車料、2,500円の73日分。2,500円の73、18万2,500円、ここで3万5,000円違うのだけれども、これはお見舞金なのか。私が言っているのはチェイサーがどうでなく、そのチェイサーがそういう構造的なタイヤの入れかえを低くしたり、アブソーバーを低くした、そういう車ではないですかということをお聞きしたのです。だから、正規に間違いなく4掛ける4の4Wであれば、恐らくこのマンホールには引っかからなかったと思います。インチが高いから。そういうところもこの相手さんのご了解を得たのか、通常のこの舞野志戸田路線上だから、町道だから、あそこ40キロですか。恐らく余程のスピードを出してそこを通過したものと、私は車屋の関係から予測されます。ぜひ、この2,500円の73日、これ普通乗用車なのか、恐らく普通車チェイサーであれば普通車の代車ですよね。だから、それはわかるのですけれども、やはりそういうことであれば、何も私からみて60の40とかというのでなく、相手方がどのように町の公共物だからぶっつけられたのだというものなのか、薄暗いそのものはわかるのですけれども、前者も言ったとおり公安委員会から免許をもらっている者がそういう道路上の破損とか、その人が逆に道路陥没して何もなかったら、それでも突っ込んで行って亡くなったとなったら、町にどういう請求来るのかなと、逆に我々も不思議に思いますので、ぜひこの代車料だろうが、日にちの73日もかかる示談ということは考えられません。やはりその人の人情であれば45万円払った方よかったですでないですか。私から思うのには。全損が45万円なら、ここで52万円も何ぼも払うことないので、それは我々事業所の人間であればそういう解釈しますけれども、役所は縦割りですから、12条

の13号とかって出ているから、やはりそういうところの担当課で悩むよりも、そういう知恵もあってよかったのではないかなと。ただし、2,500円、少し高いのではないですか、このリース料。3万5,000円ばかり多いのだけれども、代車料。日にちの間違いではないですか。そういうことですから、とにかく安全な通行を呼びかける、そういう被害にあったものの場所の表示、少し役所としても全力を尽くしてもう一度こういう事故がないように看板を設置していただくことを望んで終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長(千葉恵右君)

一つは非常に長い時間で示談の期間がかかったということについては、大変申しわけなく思っております。弁護士に相談する期間が、結構日を置いて協議をしたという経緯がございます。この間弁護士に4度ほど尋ねまして、その進め方をいろいろご指導いただいた中で進めさせていただいた経緯がございますので、一方的に町の方ですぐ和解しますというところに行かなかったものですから、そこで長い時間を要したということで、今後、こういったことのないように速やかに協議できるように進めてまいりたいと思っております。

また、道路事故にかかわるこういったものが起きないように、今後十分関係課に留意をいたしまして、進めさせていただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

関連してですけれども、これは3カ月前ですよ。今の道路状況、本当にならなくていいのです。震災当時からもう4カ月たっているのですけれども、砂利敷いたまま。それで、2カ月、1カ月半くらいですか、教育委員

会の方に多分連絡行っていると思うのですがけれども、北目で下草の6年生の子供が自転車通行中、車に碎石が飛んできてけがをしたということ、多分鶴巣小学校から連絡あったと思いますけれども、そういうこと多々ありまして、またあるところでははねられて目に当たって、いまだに見えない状況だという話も聞いております。碎石そのままになっておりまして、大変危ないのです。今はもうほこりです。すごいほこりで車通った後、今の状況です。

それで、たしかにこういう事故が起きるのは、私もいつから起きるかなと思ってはありました。ただ、まだ査定が来ないということで、本復旧はかかっておる状況ですから、私も我慢はしておったのですが、今のこういう事故、また今回の子供の通学の途中での事故がある、それを聞いてみました。そのこの地区では、乳剤で碎石のひいたあと固めておる町もあるらしいのです。ですから、今から何カ月かかるかわからないのですが、やはり生活の道路でしょっちゅう子供の通学路等々なっているところ、碎石をひいたあと乳剤で固めて飛ばないような状況をしてもらわないと、今からほこりは立つし、とにかく下草、北目、また桧和田の方もでしょうけれども、ひどいところとってみてもらえばすごいです。今、ほこりと砂利、車は飛ばして行きますし、慣れてきたものだから。そういうので、まだ今後こういう事故が起こらないためにも、やはり、今、課長が言ったとおり万全の体制をしていくというのであれば、やはり碎石をひいたあと陥没した後に乳剤処理して、とばない、ほこりが立たないような処理をしていかなければ、またこういう事故起きると思います。その点いかかがでしょうか。（「そうだ、そうだ」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

道路等の事故が起きてしまいまして、大変残念だというか申しわけなく思っております。今、お話されたように、通行に支障のないようにしなくてはならないのが町としての管理責任なのかなと思っておりますので、た

だいたいいただいたご意見については庁内で検討させていただいて、早期に対応していきたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

ただいまのご質問の部分の道路の路面の状況でございますが、マンホールの浮上とかそのマンホール周辺の沈下とか、そういったもので大分通行に支障を来しているという状況、3月11日以降のその状況についてはいまだ何の変化もないということでございました。確かにマンホールの通行に大分危険な状況に及んで、その前後の管を布設したところも沈下して碎石で埋めているという状況でございます。

下水道の災害復旧の関係の話もございましたので、そのことにつきましては先々週ですか、一通り下水道の災害復旧は完結いたしまして、こちらで申請をいたしました区間についてはすべてカットされることなく認めていただいておりますので、今後その箇所をいち早く行えるように、なおかつそれまでの完全な復旧までには相当の時間も要しますので、そういった先ほどの碎石が飛ばないように対策とかも含めまして、あと都市建設課の方の道路管理の中との連携も含めて今後対応していきたいというふうにも思いますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長、子供のお話出たのですがお聞きになってますか。堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

課長の方が答えますので、よろしく願います

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

子供さんが自転車で通行中、碎石でちょっと石がぶつかったという話、保護者の方、そして学校の方とも確認した中でそういった事実があるということで、早速その対応ということで、原因としてはやはり車のスピードの出し過ぎが原因なのかなということもありましたので、走行についてそうスピードが出せないような形で要所要所にカラーコーンを立てて安全運転を促す、そしてあと看板等設置してスピードを出さないでの通行についての協力を依頼するというので、そういった処置をとったところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

いろいろお話出ました。確かにもうこれは下水の問題は多々あるわけですが、下水といっても道路は道路管理者だと思わけるので、その後どうなのですか、パトロール、応急にやったのはわかるのです、その後のパトロールが全然やっていないのではないのかなと思うのです。もう砂利飛んで穴になっているところもあれば、マンホールの付近に砂利を寄せたところもまだ段がついているという状況もあるし、いろいろな場所が鶴巢の大崎から大平線が通る中も、もう砂利ついたあとに穴があいて、下見えるような深く穴になっているところもあるのです。だから、全然その後1回歩くようにしたからって、ポール立てて危険ですよだけでは全然パトロールしていないのではないかと思うのです。やはり回ってみて、本復旧できないのであれば危険度を幾らでも少なくするために回って歩いて、1回したからといってそれで済むものではないと思うのです。今、歩いてみたら大変なものですよ。どこ見て歩いて。それが全然一度も追加の手直しもしていないような状況であるものですから、その辺も踏まえて、やはり道

路は町の管理なものですから何があっても町に責任が来るわけですから、その辺も踏まえてもう少し徹底したパトロールをして、傷んだところをすぐにでなくてもある程度の支障ないような手当をしていただきたいと思いますのですがいかがですか。

議長（大須賀 啓君）

都市計画課長高橋 久君。

都市計画課長（高橋 久君）

町道の災害箇所につきまして、現在本復旧に向けて災害査定等に事務を進めておりました、また工事発注も始まったところでございます。順次本復旧を図ってまいりたいと思っております。

パトロールの件でございますが、定期的にこちらとして職員をパトロールに向かわせておるところでございます。余震等もございますので、その都度パトロールには力を入れているところでございますが、見落としの部分もあったかと思っておりますし、また必要な危険を回避をするための措置も随時行ってきておりますが、そういった面でもまだ不十分な点もあるかと思えます。なお一層点検に努め、安全に努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第44号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第4号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第44号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の2ページをお願いしたいと思います。あわまして、補正4号ということで、別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いできればと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出にそれぞれ2,641万8,000円を追加いたしまして、予算額を94億4,453万6,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけれども、第16款県負担金。緊急雇用創出事業補助金1,801万円でございます。

続きまして、平成22年度一般会計からの繰越金840万8,000円を歳出見合いで計上いたそうとするものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 7款電子計算費でございます。

電算管理運営費でございます。この内容につきましては平成21年法改正によりまして、外国人登録制度から住民基本台帳への登録を行うこととなりまして、現在の基幹システム全体を抜本的に更新導入するため、昨年からは基幹システム更新検討委員会、それから実務委員会等設置をして検討を行ってまいりました。各課から提出されたプログラム数の本数が多くて、これらを分析しながら仕様書を作成しようとするものでございまして、そのためその基準づくりが必要になってまいります。そのため専門知識が必要となりまして、なおかつ短期間が作成する必要があることから、これらを外部に委託するための費用について補正をお願いするものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

5款農林水産業費 2項 1目林業振興費13節委託料でございますが、緊急雇用創出事業に基づき町の委託事業として、東日本大震災により被災した失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業に係る所要額を計上したものでございます。

具体的には、農事組合法人七ツ森菌床椎茸生産組合が運営する生産施設において失業者等を雇用し、栽培技術等のノウハウを習得させるなど、担い手としての人材育成を図るものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

10款災害復旧費 2項 1目総務災害復旧費でございます。4節共済費、7節賃金でございますが、今回の災害によります相談窓口、それから放射能

の測定、こういったための支援のための事務補助員2名を要する費用でございまして、本年度の3月までの計画としてございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、10款2項2目衛生・環境災害復旧費でございます。4節共済費及び7節賃金につきましては、緊急雇用創出事業となります補助事業に係ります震災対応臨時職員、軽作業員6名を予定しての社会保険料並びに賃金相当分です。

14節委託料につきましては、震災ごみ集積所での受付業務の委託に係る委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地区集会施設での災害復旧の修繕に要します工事費用の一部補助として300万円を今回追加して補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

10款2項6目教育施設災害復旧費でございます。4節共済費並びに7節賃金でございますが、公民館におきましてまほろば大学事業並びにまほろば実施事業の補助ということで、3月まで一人を予定してございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

それではお伺いたします。

先ほどの説明の中で、総務災害復旧費、この中で放射線の測定に関する経費だというご説明がありましたけれども、その件についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

放射能の測定等でございますが、今月から小学校・中学校・幼稚園・保育所、それから定点観測地点といたしまして、大和町役場の南側の駐車場、ここを測定をしてその数値を公表してございます。

7月から測定機器を15台をお借りをしまして、各学校で測定等をお願いをしているのでございますが、それが借りられる期間が1カ月と短い期間になってございます。その後県の方から貸与を受けております1台の機械をもって全地区を測定をする必要がございますので、そういった内容で職員と補助員1名をつけて測定で全地区を回りたいということでの賃金でございます。

議長（大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

そうしますと、15台の分は1カ月しか借りられないということで、今現在は各学校とか保育所等々に、1カ月というのはこれいつからの1カ月間なのでしょうか。そして、この1カ月間というのは、学校、今いただきました小中、それから幼稚園・保育所に1台ずつもう置いているということなのですか。そして、これから1カ月過ぎてから県から1台ということで全地区を測定するようになるのでしょうかけれども、それらの計画というのはどのようにされているのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

県から貸与されている機械は、これは全町村対象にいたしまして各自治体1台ずつ県の方から配布をされております。配布されたのは6月の末で30日でございます。その後、それとはまた別に、大和町かなり箇所数が多いということで科学振興財団というところから機械15台を新たに借りて、それぞれの各学校等で測定をお願いをしているところでございますが、このお借りいたしました機械はあくまでも教材用という形での貸し出しになってございまして、貸し出しの期間は基本は2週間でございますが、そこを追加で2週間お願いをいたしまして1カ月の期間をお借りすることになってございます。1カ月が過ぎましたら速やかに返却をしてほしいとなっておりますので、結果的に県の方から貸与された機械で全地区を測定をしていきたいと思っておりますので、そういったことで事務補助員をつかまして同じ地点で同様に測定をしていきたいと考えてございます。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

1カ月というと7月で15台の借り入れる分が終わるということなのですね。それで、1台で全地区回るというのですけれども、これ町で購入する計画はないのでしょうか。そして、やはり学校等々も教育施設等々も必要なのですけれども、さらには農家とかそういう広い範囲での測定も必要ですので、これ1台で大変ではないのかなと思うのですけれども、これ町で独自に準備するという計画はおありなののでしょうか。ぜひ、そういう測定が幅広くあるものですから、皆さんに安全ですよという情報を町民の皆さんにお知らせするためにも、やはり町でも何台かは準備して測定することが必要ではないのかなと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

お借りした15台についてお返しをしないではいけないという状況にございます。1台で全地区、測定地点は全部で20カ所ほど、今あるのですが、1カ所につき約30分程度の時間を要する内容でございます。移動しながらということで大体1日で回り切れるのはちょっと大変きついということで、現在1週間に2回測定をしております。毎日ということではございません。1週間に2回測定をしてございまして、東部地区と西部地区を二つに分けまして、交互に測定をしてその数値を公表しているという状況にございます。

1台ではなくてももう少し機械の台数があつた方がいいのではないかとすることはそのとおりでございますが、購入するか否かについては、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、農作物あるいは土壌等、いろいろご心配されるものはいろいろな項目はたくさんあるかと思えます。現在、大和町のホームページに県の方で測定をしております水道水、農作物、そういったものについてリンクできるようにしてございます。農作物等につきましては、線量計では図り切れないということで、サンプリングが必要になってございますので、これについては専門機関にお願いすることになりますので、これは県の方で全域でサンプリングをしてございますので、そちらに委ねるという考えを持ってございます。

そういったことでございますので、なるべく住民の方にわかりやすくその数値を出していきたいと考えておりますので、そういった内容で今後とも進めてまいりたいと思っております。（「もう1点だけいいですか」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

この町民の方にお知らせする方法なのですが、どのようにやっているのでしょうか。パソコンの中に入れて情報を公開しているのですが、それを開いて見れる方はいいのですが、やはりすぐにそういう機械ではなくて、町民の皆さんが情報を仕入れやすいような公開は必要だと思いますので、その方法をどのようにお考えなのでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

公表の方法につきましては、7月から大和町のホームページの中で公開をしてございます。当然ホームページを見ることのできない方もいらっしゃると思いますが、まず県内で今全域測定ということで、県の方から指示がございまして、その結果については県の方で、今、1週間に1回ずつ取りまとめをするということで、県の方であとは公開をしていきますという情報をいただいております。県の方での公開の内容がホームページあるいは紙面等で公開するのかどうか、そこまでは確認はしてはなかったのですが、いずれ全県のそれぞれの測定をした数値が一覧になってあらわれるというふうに聞いてございます。

また、ホームページ等見られない方について、今後町の広報誌等を利用しながらお知らせをしていくような手段を講じていきたいと思っております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時03分 休憩

午前11時11分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第5 「議案第45号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第45号平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長(堀籠 清君)

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第45号平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

平成23年度大和町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,978万1,000円とするものであります。

す。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の7ページでご説明をいたします。事項別明細書の7ページをお願いいたします。

歳入であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いによります財源の調整の補正であります。

次に歳出であります。

1款1項下水道管理費1目一般管理費の22節の賠償金であります。先ほど議案第43号でご可決いただきました交通事故に関してましての損害賠償の和解につきまして、相手方へ支払おうとする賠償金52万4,000円について補正をお願いするものであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 「農業委員会の推薦について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、農業委員会の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第120条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は3名とし、推薦の方法については指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会推選の農業委員会委員は3名とし、推薦の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

議長（大須賀 啓君）

本会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会推薦の農業委員会委員として、配付しました名簿に記載している3名を推薦することに決定してよろしいかお諮りしたいと思います。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員として、堀籠貞子さん、大須賀弘子さん、谷田榮子の3名の推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員はただいま指名いたしました堀籠貞子さん、大須賀弘子さん、谷田榮子さんの3名を推薦することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回大和町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 18 分 閉 会